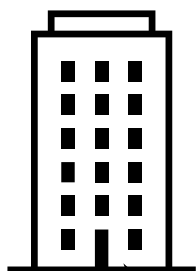


刑事司法に係る関係機関の 役割と実際（弁護士）

弁護士 遠藤直也
（あまね法律事務所）



本人は
逮捕に次いで**勾留**された場合
国選弁護士を選任できる



弁護士は

警察官・検察官と同様に

①事件の初期段階で

本人にアクセスできる存在である

弁護人接見



警察官・検察官と異なり

被疑者・被告人の利益を守る

職責のある②弁護人が

障がいに気付くことが重要である

こんなことはありませんか？

- 目線があわない。
- 体のどこかをずっと触り続けている。
- 質問と答えがかみ合わない。
- 繰り上げ計算ができない。 例 $15+8=$
- 動機が意味不明または理解不能。
- 家族構成を説明できない。
- 養護学級（特別支援学級，なかよし学級）にいたことがある。
- 職場を頻繁に変わっている。
- 体を前後にゆすっている。
- 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 自宅の住所や電話番号が答えられない。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- もらっている給料が極端に低い。

→知的障がい・発達障がいなどの何らかの障がいがあるかもしれません。

日弁連「被疑者・被告人の障がいに気づくためのチェックリスト」

たとえば、このような例・・・



ホームレス風の
汚れた格好

答えは一言二言

三度の服役あり

「無低」に住む

・ ■■■ さんのお父さんのどのようなところがきびしかったですか。
しつけというかよくすい^怒ってたたかれました。

・ ■■■ さんが、子どものころ、お母さんによく言われたことは何ですか。
おめえに親はいねえ。

・ 学校の勉強は、いつころからわからなくなりましたか。
最初からわからなかったです。

・ 小学校では、どのようなことをされて、いじめられたのですか。
化学年のと頁から相手にさけないニとが多かったです。
もう昔の事なのでおぼえていません。

・ 仕事をしているとき、よく人に言われたことがあれば教えてください。
とろくせえ、使えものにならねえ いらんキ>タラわってしな
給料やらねえぞなど

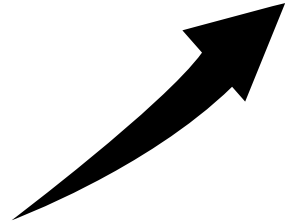
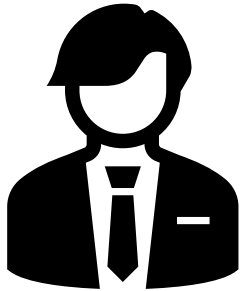
・ 刑務所のことを思い出したくないのはなぜですか。
わからなからです。

・ 人と話しているとき、何か不安になることがありますか。
よく言っていることを理解さけないニとがあるのがニ本が
不安です。

③気づいたときは、つなぐ



千葉県であれば・・・



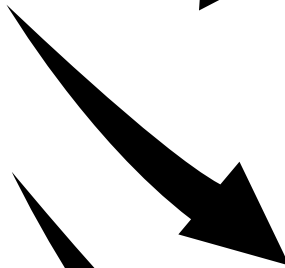
地域生活定着支援センター

千葉県では
弁護人の相談を受けた場合、ケースに応じて
相談支援業務か被疑者等支援業務で対応

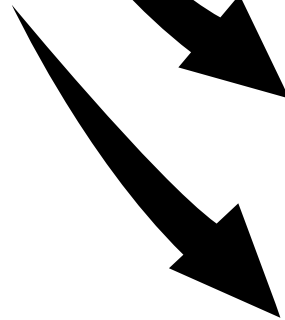


基幹相談支援センター

中核地域生活支援センター



マッチング支援（社会福祉士会）



その他 千葉県弁護士会には
帰住先のない被疑者・被告人を支援する
社会復帰支援活動援助制度もあり

④大切なのは、

つないで、**共に取り組むこと**



被疑者・被告人の利益を守る立場にあり

業務の自由度が高い

弁護人(弁護士)は、

本人支援を共通の目的として

福祉職と共に

情報共有、ケース会議、接見同行、釈放後支援
を行いやすい

たとえば、認知症が疑われる高齢女性(万引き)のケース

➡ 弁護士から地域包括支援センターへつなぐ



● 弁護士・地域包括職員で共に本人に接見した結果

長期方針

「記憶障害など認知機能の衰えあり、

要介護認定が見込まれ、グループホームでの生活が望ましい」

● 本人は、老齢・遺族年金の受給なく、無収入

同居する子息のアルバイト収入も月額約15万円

これまで介護保険料も納付していない

➡ 当職、地域包括、子息が協議した結果

入居時費用については子息に協力を求め、

グループホーム利用料については生活保護利用により支払う方針

●釈放即日にグループホーム確保は困難

●弁護人と地域包括としては

できるだけ早期にグループホーム入居を実現したい

短期方針

➡釈放後の本人の在宅生活の様子を見守るため

地域包括が家庭訪問を継続

➡釈放後は「フードバンク」利用で無償の食糧支援を行い

再犯の契機となりうる事情を軽減

➡弁護人は本人及び子息に対する継続的な連絡・指導を行う

子息の本人に対する虐待が疑われた…

➡弁護人はグループホーム転居時の生活保護申請を支援する

結果 勾留満期に処分保留にて釈放



障害者への支援の原則は 自己決定の尊重である

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」参照

逮捕・勾留という本人の人生の危機に際して
弁護士や福祉職が

危機介入の視点を持つことは重要である
しかし、**支援を押し付けるべきではない**



弁護人は・・・

- i 被疑者・被告人にいかなる事情があろうとも、その利益を守る立場にある
- ii 原則として自由に被疑者・被告人と接見できる
- iii 被疑者・被告人との間の接見内容については秘密が保障されている



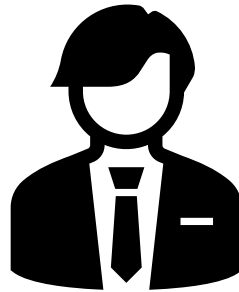
警察官・検察官と異なる立場を有する

⑤弁護人が、

本人の本当の気持ちを聴くことが重要

である

もう一つ、弁護士だからできる役割





債務

搾取

離婚

相続

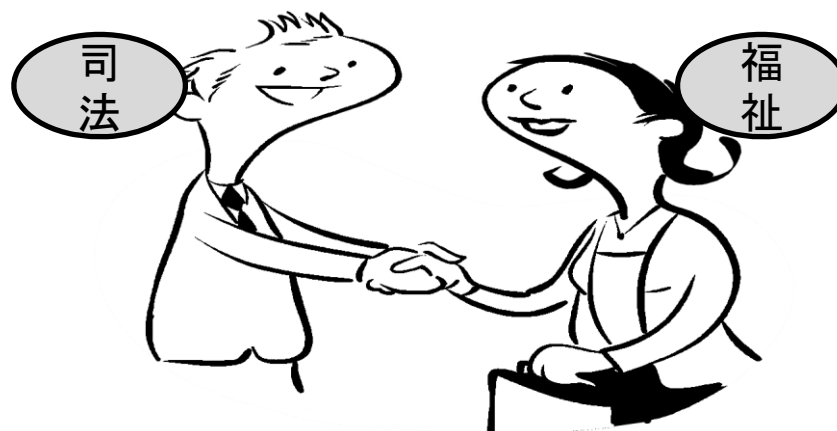
問題行動

⑥弁護士は、
本人の社会復帰の際の障壁を
法的な面から支援することができる

弁護人の役割を果たすために

たとえば、弁護人の質を高めるために・・・

平成26年4月からはじまりました！
障がい者刑事弁護人制度



この制度は、被疑者・被告人に知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む。）が疑われる場合、弁護士会が、所定の研修を修了した弁護士を、当番弁護士・国選弁護人として派遣・推薦する制度です。本年4月度からスタートしました。

支援(更生支援計画の策定及び実行)を 費用面で後押しする日弁連の制度

R5. 4. 1 施行

対象 罪に問われた障がい者等

1. 障がいがある者又は障がいがある可能性を有する者で、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人、少年保護事件の対象となった少年
2. 65歳以上の高齢者で、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人

弁護人等

罪に問われた障がい者等の国選弁護人、国選付添人、刑事被疑者弁護援助事業を利用した私選弁護人、少年保護事件付添援助事業を利用した私選付添人

福祉専門職等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士、更生支援の活動をしている団体、地域生活定着支援センターの業務の受託団体又はその職員、通訳人若しくは手話通訳者又はそれらの者が所属している団体、その他これらに準ずる者

対象となる支援活動の範囲と金額

上限額は捜査段階及び公判（審判）段階を通算、上級審は別途

1 福祉専門職等に対して支払われる費用

更生支援計画の策定(50,000円までの実費)

上限5万円

2 福祉専門職等に対して支払われる費用

更生支援計画の策定又は実行を目的として実施された以下の活動

- ① 弁護士等の接見又は面会への同行(10,000円/回)
- ② 被支援者との面会(10,000円/回)
- ③ 被支援者の家族・関係機関等との面会、ケース会議への出席(10,000円/回)
- ④ 証人としての出廷(10,000円/回)
- ⑤ 通訳又は手話通訳(10,000円/回)

上限10万円

3 医師に対して支払われる費用

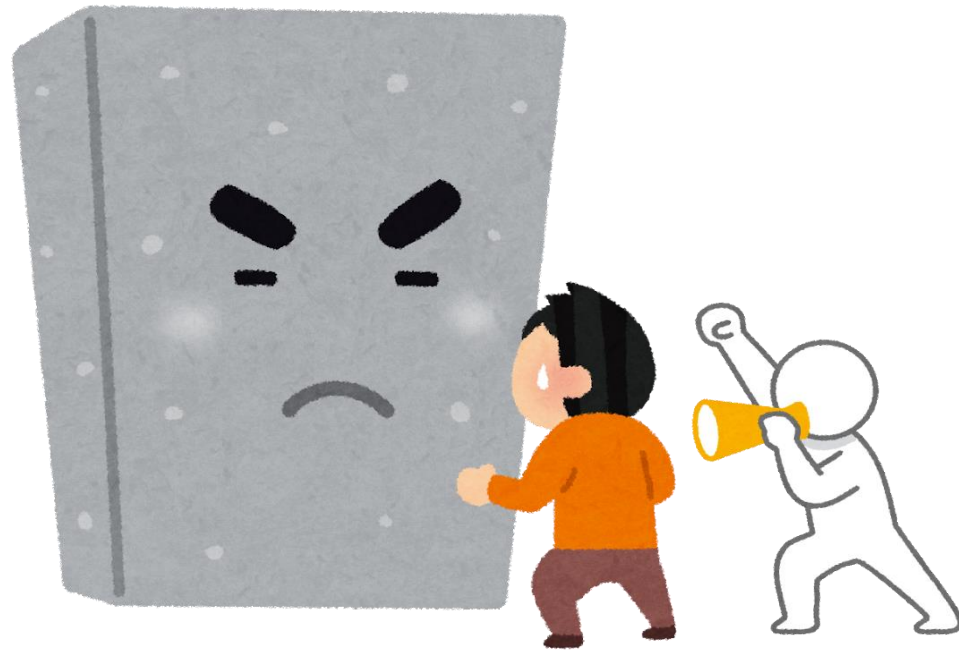
- ① 意見書・診断書等の作成(50,000円までの実費/通)
- ② 出張(20,000円/回)
- ③ 相談(20,000円/回)

上限10万円

4 弁護士等に対して支払われる加算報酬相当費用

更生支援計画が策定されたとき (10,000円)
上記2・3の活動が行われたとき (15,000円)
事件終了後も活動を継続したとき (10,000円)

本人の社会復帰を法的に支援するための 各種制度



法テラスの利用

■ 無料法律相談(3回)※出張相談

■ 代理援助

日弁連法律援助業務の利用

■精神障害者に対する法律援助
⇒ 退院請求・処遇改善請求

■高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助 ⇒ 生活保護申請同行

